報　告

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条１及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条１の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年４月９日

独立行政法人教員研修センター

◎調達機関番号　520　◎所在地番号　08

１　改正された規則の名称等

独立行政法人教員研修センター政府調達事務取扱規則

（http://www.nctd.go.jp/22jou/service/seifu_choutatujimu260224.pdf　参照）

２　この公表に関する問合せ先

独立行政法人教員研修センター

総務部会計課

ＴＥＬ029―879―6618

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年４月９日

国立大学法人島根大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　32

１　改正された規則の名称等

国立大学法人島根大学政府調達事務取扱規則

（http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/04_kaikei/1-4-12.pdf）参照

２　この公表に関する問合せ先

国立大学法人島根大学財務部経理・調達課

ＴＥＬ0852―32―6094（ダイヤルイン）

その他

政府調達に関する苦情の処理手続及び政府調達に関する苦情の処理手続細則の一部改正について

平成 26 年４月９日

平成26年３月７日

政府調達苦情処理推進会議決定

１　政府調達に関する苦情の処理手続（平成７年12月14日政府調達苦情処理推進会議決定）の一部を次のように改正する。

第１項⑵を同⑵①とし、同⑵に見出しとして「除斥及び回避」を付し、同項⑵②として次のように加える。

②　申し立てられた苦情に関して利害関係を有すると認める委員は、委員長の許可を得て、当該苦情の検討に参加することを回避することができる。

第２項⑵中「政府調達に関する協定及び議長が別に指定し政府調達に関して適用されることとなる」を「1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書により改正された政府調達に関する協定及び議長が別に指定する国際約束並びに議長が別に指定する」に改める。

第５項⑵中「７作業日」を「10作業日」に改め、同項⑹①中「10日」を「12作業日」に改め、同項⑹④中「ただし、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断し、かつ、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知する場合には、この限りではない。」を削り、同項⑹⑤を次のように改める。

⑤　④の場合において、関係調達機関の長がやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。委員会は、当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人及び会議に送付する。

第５項⑹⑤の次に次のように加える。

⑥　⑤の通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その旨を直ちに苦情申立人、会議及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

第５項⑺⑬中「苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の求めにより、又は」を削り、同⑭中「又は報告の陳述を公開するよう」を「若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を」に改め、「求めることができる。」の次に「この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の当該苦情に係る調達に利害関係を有する者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する商業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。」を加え、同項⑼③中「供給者の同意」を「当該苦情に係る調達に利害関係のある者の同意」に、「当該供給者」を「当該者」に改め、同項⑼を⑽とし、⑵から⑻までを１ずつ繰り下げ、⑵として次のように加える。

⑵　委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員会は、職権で補正することができる。

第６項⑺を⑻とし、⑷から⑹を１ずつ繰り下げ、同項⑷として次のように加える。

⑷　委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。

第７項⑶中「５⑼」を「５⑽」に改める。

第８項中「会議は」を「幹事会は、議長が別に定めるところにより」に改める。

第９項中「当該調達に係る文書」の次に「（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）」を加え、「保管」を「保存」に改める。

２　政府調達に関する苦情の処理手続細則（平成11年１月11日政府調達苦情処理推進会議決定）の一部を次のように改正する。

第１項⑴中「手続」を「政府調達に関する苦情の処理手続（平成７年12月14日政府調達苦情処理推進会議決定。以下「手続」という。）」に、「調達手続への参加に関心を有し又は有していた者で、次に掲げるものを含む」を「次に掲げる者その他の調達手続への参加に関心を有し、又は有していた者をいう」に改め、同項⑵中「いずれからも」の次に「、書面による通知をもって」を加える。

第４項⑵中「７作業日」を「10作業日」に、「手続５⑵」を「手続５⑶」に、「７日間」を「10日間」に、「基本原則」を「原則」に改め、同項⑸中「政府調達に関する協定附属書Ⅰ付表３」を「1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定附属書Ⅰ付表３及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書により改正された政府調達に関する協定附属書Ⅰ付表３」に改め、同項⑺①中「手続５⑺⑧」を「手続５⑻⑧」に改め、同項⑺②中「手続５⑺⑥」を「手続５⑻⑥」に改め、同項⑺③中「手続５⑺⑧」を「手続５⑻⑧」に改め、同項⑻中「手続５⑺⑩」を「手続５⑻⑩」に改め、同項⑼中「手続５⑺⑯」を「手続５⑻⑯」に改め、同項⑽中「手続５⑻」を「手続５⑼」に改め、同項⑾中「手続５⑼①」を「手続５⑽①」に改め、同項⑿中「手続５⑼③」を「手続５⑽③」に改め、同項⑷を削り、⑿を⑾とし、⑸から⑽までを１ずつ繰り上げる。

第５項を次のように改める。

５　検討の結果及び提案

手続６⑴及び６⑵の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委員会が別に定める。

第６項を削る。

３　この決定は、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第明治三十五種郵便物認可
発行所　独立行政法人国立印刷局　東京都港区虎ノ門四丁目十三番一号　〒105-8501　電話　03(3587)4294
定価　本号一部　一四〇円（本体一二七円）　一カ月一六四一円（本体一四九〇円）　（配送料別）